

建設事業の評価について
(意見具申)

令和5年1月23日

大阪府建設事業評価審議会

1 令和4年度の審議

(1) 審議の経過

本審議は大阪府建設事業評価審議会規則第6条に則り、第6回の都市整備部会（以下部会）において追加審議対象事業として提示された再評価案件1件の対応方針（原案）について審議を行い、部会の審議の決議をもって大阪府建設事業評価審議会（以下審議会）の決議とした。

(2) 審議対象の基準

審議対象基準は、3ページのとおりである。

(3) 開催状況

部会の開催状況は、4ページのとおりである。

2 審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページの令和4年度各開催回の説明資料と議事概要等を参照されたい。

資料及び議事概要等については、以下の府のホームページに掲載している。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/enjihyoukabukai_r4/index.html)

なお、府の対応方針（原案）の定義は、2ページのとおりである。

(1) 再評価

次表に記載の1事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【公園事業】	
泉佐野丘陵緑地整備事業	事業一部中止

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定 義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

大阪府建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	<p>要綱第3条(1)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業(同第7条第1項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価 ・ 再々評価	<p>府等が実施する総事業費10億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業(ただし、(※)に該当する事業は審議対象から除くことができる)</p> <p>(1) 着工準備採択の年度を起点として5年を経過した時点で事業採択に至らない事業</p> <p>(2) 事業採択の年度を起点として5年を経過した時点で未着工の事業</p> <p>(3) 事業採択の年度を起点として10年を経過した時点で継続中の事業</p> <p>(4) 再評価実施後5年(下水道事業にあっては10年)を経過した時点で継続中又は未着工の事業</p> <p>(5) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</p> <p>〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕</p> <p>①事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合</p> <p>②総事業費が3割以上(総事業費が10億円未満の事業は3億円以上)増減する場合</p> <p>③その他、事業計画を大きく変更する場合</p> <p>(※)</p> <p>1) 事業内容等から代替案の検討が困難な事業</p> <p>2) 評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業</p> <p>(ア) 事業費による工事進捗率が80%以上の事業</p> <p>(イ) 翌年度に完了予定の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策など

令和4年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
令和4年5月17日	第1回 事業概要説明及び審議 ・大阪モノレール延伸事業 ・都市計画道路三国塚口線 街路事業・延焼遮断帯整備促進事業
令和4年6月23日	第2回 前回課題の追加説明 ・大阪モノレール延伸事業 ・都市計画道路三国塚口線 街路事業・延焼遮断帯整備促進事業
令和4年7月5日 令和4年7月8日	現地視察 ・都市計画道路三国塚口線 街路事業・延焼遮断帯整備促進事業
令和4年8月22日	第3回 府民意見等の募集結果・意見具申（案）の審議 ・大阪モノレール延伸事業 ・都市計画道路三国塚口線 街路事業・延焼遮断帯整備促進事業
令和4年9月13日	第4回 事業概要説明及び審議 ・一般府道三林岡山線道路改良事業 ・主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線） （岩阪工区）道路改良事業 ・都市計画道路千里丘寝屋川線街路事業
令和4年10月14日	第5回 事業概要説明及び審議 ・都市計画道路大泉本郷線・川北柏原線街路事業 ・京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業
令和4年10月21日 令和4年10月24日	現地視察 ・主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線） （岩阪工区）道路改良事業 ・京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業
令和4年11月14日	第6回 府民意見等の募集結果 事業概要説明及び審議 ・大泉緑地整備事業 ・泉佐野丘陵緑地整備事業
令和4年12月16日	第7回 意見具申（案）の審議 ・一般府道三林岡山線道路改良事業 ・主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線） （岩阪工区）道路改良事業 ・都市計画道路千里丘寝屋川線街路事業 ・都市計画道路大泉本郷線・川北柏原線街路事業 ・京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業 ・大泉緑地整備事業
令和5年1月23日	第8回 府民意見等の募集結果 意見具申（案）の審議 ・泉佐野丘陵緑地整備事業

令和4年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

◎	うちだ たかし 内田 敬	大阪公立大学大学院 工学研究科 教授
○	おたざわ としもり 織田澤 利守	神戸大学大学院 工学研究科 教授
	きたの たかし 北野 隆志	弁護士
	こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部政策学科 准教授
	こやま しんや 兒山 真也	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
	まえだ めぐみ 前田 恵美	公認会計士
	よこやま 横山 あおい	有限会社エイライン 代表

(敬称略・50音順) ◎：会長 ○：会長代理

令和4年度 大阪府建設事業評価審議会 都市整備部会 委員名簿

◎	うちだ たかし 内田 敬	大阪公立大学大学院 工学研究科 教授
○	おたざわ としもり 織田澤 利守	神戸大学大学院 工学研究科 教授
	きたの たかし 北野 隆志	弁護士
	こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部政策学科 准教授
	こやま しんや 兒山 真也	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
	まえだ めぐみ 前田 恵美	公認会計士
	よこやま 横山 あおい	有限会社エイライン 代表

(敬称略・50音順) ◎：部会長 ○：部会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/enjihyoukabukai_r4/index.html)

また、府政情報センター、大阪府建設事業評価審議会都市整備部会事務局（都市整備部事業調整室事業企画課）に備え付けています。